

農地法第5条の規定による許可申請書

令和 元年 4月 1日

石川県知事 様

譲受人 氏名 羽咋 二郎

譲渡人 氏名 羽咋 太郎

下記によって転用のため農地(採草放牧地)の権利を設定、移転したいので、農地法第5条の規

定によって	て許可	を申請し	」ま つ	す。												
1. 当事者の.	氏名、	住所お	よび	職業												
当事者の別		氏 名					住 所								職業	
譲受人	譲受人 羽咋 二郎					羽咋市旭町ア200番地								:	会社員	
譲渡人 羽咋 太郎						羽咋市千里浜町ホ100番地								農業		
2. 許可を受	けよう	とする	土地	の所有	E、♯	也番、地	2目、面和	漬、	利用状资	₹,	普通収利	護高およ	び耕	作者の		
土地の別	ţ	地 番 登記簿		目 面 積 現況 (m²)			利 用 状 況		普通収穫量 (kg/10a) 耕化		手者の氏名		市街化区域、 市街化調整 区域の別			
羽咋市千里	7	50 🖽		田	田 600		一毛作田		550kg	羽咋 太郎		郎	その他			
,																
		土地登	記事	項証	明書	と同じ書	き方とす	るこ T	.ځ.							
<u></u> 計 1			筆 6			<mark>600</mark> m² (田			600 m ² ,		ıı, 畑	\mathbb{H} m^2		m²)		
3. 転用計画					П	めたき	むするたと	w1-	<i>†</i> ≥+£= 4	h tả	けの転	日南待が	心亜	けこのも	た	
(1) 転用目的	自己	日的を達成するために、なぜこれだけの転用面積が必要なのかを 記載すること。(特に駐車場や資材置場は台数や広さの根拠が必要)									_					
(2) 転用事由の	詳細	現在	E、借	家の†	こめ作	主宅を新	築するた	め								
(3) 事業の操業 または施設の 期間					令	和元	年 1	.0	月 1	日か	ら永	久 年	iii ii			
(4) 転用の時期 び転用の目的 る事業または	的に係	工事計画	. 70			口 元年 10 年 12月			第 着工 令 2 期 ~令和		和 年 月 日 年 月 日まで		合		=	
の概要			彳	占称	棟数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)		22 T/L	棟数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)	棟数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)	
		土地 造成		/			600		T #0 V		:#± ≠ =□ ±	4			600	
		建築物	木建	木造2階 建て住宅		200	+		一 上期1		i積を記載	ik ———	1	200		
		小計	+		1	200							1	200		
		工作物	Ī	車庫		50								50		
		小計		/		50								50		
		計		/		250	600							250	600	

4.	権利を移転、	権利の種類	権利の移転	・設定の別	権利の	移転・設定の時期	権利の存続期間	その他
	設定しようと する契約の内容	所有権	設定 •	移転		許可後	永久	
5.	資金調達に ついての計画				円 円	農地	他の土地 成費 2,000,000 築費 12,500,000 建設費 設費	
6.	転用することに よって生ずる付 近の土地、作物、 家畜等の被害防 除施設の概要	排水溝整の	備につき、他に な付	こ影響なし				
7.	その他参考となるべき事項	土地改良	事業施行なし					

(記載要領)

- 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 2 関係者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容をそれぞれ記載する。
- 3 譲渡人が2人以上である場合等には(別記注)によるものとする。
- 4 「利用状況」欄には、田にあっては二毛作、一毛作の別、畑にあっては、普通畑、果樹園、桑畑、茶園、牧草地、その他の別、採草放牧地にあっては主な草名又は家畜の種類を記入する。
- 5 「普通収穫量」欄には、採草放牧地にあっては採草量又は家畜の頭数を記載する。
- 6 「市街化区域、市街化調整区域の別」欄には、申請土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれ以外の区域のいずれに含まれているかを記載する。
- 7 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄は、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6箇月単位で区分して記載する。
- 8 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合においては、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条の建築許可を要しないものであるときは、その旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当号を、転用行為が開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当号を、転用行為が建築許可を要するものであるときはその旨及び建築物が同法第34条第1号から第8号まで、又は都市計画法施行令第36条第1項第2号ハのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、「その他参考となるべき事項」欄に記載する。

[別記注]

譲渡人が2人以上である場合には、申請書の差出人は「譲受人何某」、及び「譲渡人何某外何名」とし、申請書の1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請できるものとする。